

経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	佐藤 昭郎	(自民)	杏掛 哲男	(自民)	直嶋 正行	(民主)
理事	泉 信也	(自民)	倉田 寛之	(自民)	平田 健二	(民主)
理事	加納 時男	(自民)	保坂 三蔵	(自民)	藤末 健三	(民主)
理事	小林 温	(自民)	松田 岩夫	(自民)	浜田 昌良	(公明)
理事	藤原 正司	(民主)	松村 祥史	(自民)	松 あきら	(公明)
理事	渡辺 秀央	(民主)	加藤 敏幸	(民主)	田 英夫	(社民)
	魚住 汎英	(自民)	木俣 佳丈	(民主)	鈴木 陽悦	(無)

(17.2.9 現在)

（1）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類25件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

中小企業対策 個別の中小企業に対しては、現在、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」「新事業創出促進法」「中小企業経営革新支援法」の3法による支援が行われているが、支援対象の重複・支援内容の類似から抜本的見直しが求められていた。また、世界的規模の競争が中小企業においても不可避となるなか、中小企業の新たな連携の取組に積極的に支援を行っていく必要が生じている。そこで上記3法を整理統合し、施策体系を利用者にとってわかりやすくするとともに、異分野の中小企業の連携促進を図る**中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、利用者の立場に立った中小企業支援策、新連携支援地域戦略会議の体制整備、中小企業関係税制・技術革新制度の充実強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

近年、ベンチャー企業と大企業の連携や企業と大学研究者との連携による共同事業に期待が集まっている。起業には、株式会社の設立と民法上の組合による方法があるが、株式会社では有限責任であるものの、利益配当や議決権等には柔軟に対応できず、また法人であるため原則的に法人課税の対象となる。これに対し民法上の組合は利益配当等には柔軟に対応でき、法人課税の対象とならないが、無限責任となるといったメリット、デメリットがある。そこで両法人の特徴を有する事業組織として法人格のない有限責任の組合形態を認める**有限責任事業組合契約に関する法律案（L L P法案）**が提出された。なお、利益配当等に柔軟に対応する形態の合同会社（L L C）の設立

を認める会社法案が今国会に提出され法務委員会で審査された。

委員会においては、有限責任事業組合の法制上の位置付け、事業形態における有限責任の在り方、LLPとLLCとの税制上の相違等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

競争政策等 我が国では数次にわたる改正にもかかわらず独占禁止法違反事例が跡を絶たず、また、市場原理・自己責任原則に立脚した経済社会を実現するための構造改革が求められるなかで、独占禁止法の抜本的強化策の早急な実現が必要となっていた。このため第161回国会に**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**が提出されたが衆議院で継続審査となり、今国会に至り本委員会で審議されることになった。その主な内容は、不当な取引制限等を行った者に対して納付を命ずる課徴金の算定率を引き上げるとともに、自ら不当な取引制限等の行為を公正取引委員会に報告した一定の者に課徴金の減免措置を設け、また、審判手続等に係る規定の整備を行うとともに、刑事告発のために犯則調査権限を導入するものである。なお、衆議院において、この法律案に係る法律番号について「平成16年」を「平成17年」に改める等の修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、課徴金と刑事罰の併科と二重处罚禁止との関係、課徴金減免制度の導入とその運用上の疑義、法施行後2年内に検討を行う見直しの具体的な内容、官製談合防止策及び公共調達制度改革の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

近年、我が国企業の国際競争力のさらなる維持・強化を図る観点から知的財産権を保護する必要が生じ、営業秘密の国外使用・開示処罰、退職者処罰の導入と模倣品・海賊版対策を主な内容とする**不正競争防止法等の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、我が国の知的財産保護強化の必要性、退職者処罰の導入と職業選択自由との関係、法改正による模倣品・海賊版取締りの効果等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

原子力政策 國際テロが多発する今日、原子力発電所、核燃料物質の防護対策の強化が喫緊の課題となっている。また、原子力発電所等から発生する放射性廃棄物の中には放射能汚染のレベルが極めて低く、放射性物質として扱う必要のないものもある。そこで、核物質防護検査制度とクリアランス制度を新たに設ける、**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

また、原子力発電を巡る問題として使用済燃料の再処理等によって発生する高レベル放射性廃棄物処理等（バックエンド）の問題があるが、電気事業の小売自由化が段階的に進められるなかで、長期にわたり巨額の費用を要するバックエンド事業については必要な資金を安全性・透明性を確保しつつ予め確保しておく必要がある。そこで、

使用済燃料再処理等積立金制度を創設する原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案が提出された。

委員会においては両法律案を一括して議題とし、核燃料サイクルを含めた今後の原子力政策の進め方、バックエンド事業に関する官民の役割分担の明確化、核物質防護に対する国の施策、放射能濃度検認制度の厳格な運用の必要性等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案にそれぞれ附帯決議が付された。

その他 燃料資源の有効利用と京都議定書による地球温暖化防止対策の双方の見地から省エネルギー対策を着実に実施するため、工場等については熱と電気の区分を廃止しこれを一体的に規制するとともに、運送事業者・荷主に対しても省エネルギー計画の策定を義務づけるエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案、地域ブランドを保護するため地域の名称及び商品の普通名称のみからなる商標について登録を受け付ける商標法の一部を改正する法律案、新エネルギー・産業技術総合開発機構によるアルコール製造・販売を終了し、これらを実施する日本アルコール産業株式会社を設立する日本アルコール産業株式会社法案（先議）の質疑が行われ、いずれも全会一致で可決され、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月8日、経済産業行政の基本施策について中川経済産業大臣から所信を、平成16年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

これに対し、3月15日、FTA交渉における戦略の必要性、京都議定書の目標達成のための対策、不当廉売に対する公正取引委員会の対応等の質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度経済産業省予算等の審査を行い、産業人材の育成・活用の必要性、産業再生機構の債権買取申込期限後の活動、中国の春暁油ガス田開発に対する我が国の対応等について質疑を行った。

4月12日、関西電力(株)美浜発電所3号機蒸気噴出事故について報告・説明を聴取した後、質疑を行った。

6月30日、中国における反日デモのビジネス上の影響、我が国製造業の国際競争力確保策、まちづくり3法の抜本的見直しの方向性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年2月9日（水）（第1回）

- ・経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成17年3月8日（火）（第2回）

- ・経済産業行政の基本施策に関する件について中川経済産業大臣から所信を聴いた。
- ・平成16年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成17年3月15日（火）（第3回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- ・経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、江渡内閣府大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 加納時男君（自民）、小林温君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、田英夫君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成17年3月18日（金）（第4回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・平成十七年度一般会計予算（衆議院送付）

- ・平成十七年度特別会計予算（衆議院送付）

- ・平成十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管及び中小企業金融公庫）について中川経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、保坂経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国際協力銀行理事星文雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 泉信也君（自民）、小林温君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年3月29日（火）（第5回）

- ・日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年3月31日（木）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構副理事長光川寛君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 加納時男君（自民）、平田健二君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第76号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- ・中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月5日（火）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小林温君（自民）、松村祥史君（自民）、加藤敏幸君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第16号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- ・参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成17年4月7日（木）（第8回）

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）について細田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月12日（火）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故に関する件について中川経済産業大臣から報告を、参考人美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会委員長朝田泰英君、関西電力株式会社取締役会長秋山喜久君及び三菱重工業株式会社取締役社長佃和夫君から説明を聴いた後、中川経済産業大臣、政府参考人、参考人関西電力株式会社取締役会長秋山喜久君、電気事業連合会会长藤洋作君、三菱重工業株式会社取締役社長佃和夫君及び美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会委員長朝田泰英君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 加納時男君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、松あきら君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

- ・参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成17年4月14日（木）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）について細田内閣官房長官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、松あきら君（公明）、浜田昌良君（公明）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

○平成17年4月18日（月）（第11回）

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）について参考人全国中小企業団体中央会商業専門委員長・石川県中小企業団体中央会会长五嶋耕太郎君、神戸大学大学院法学研究科教授根岸哲君及び桐蔭横浜大学法科大学院教授郷原信郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、藤原正司君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成17年4月19日（火）（第12回）

- ・政府参考人の出席を求ることを決定した。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第161回国会閣法第19号）（衆議院送付）について細田内閣官房長官、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）
(第161回国会閣法第19号) 賛成会派 自民、公明、無
反対会派 民主
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月21日（木）（第13回）

- ・有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月26日（火）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求ることを決定した。
- ・有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）
(閣法第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年5月10日（火）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- ・원자력 발전에 대한 사용済연료의 재처리 등으로 인한 적립금의 적립 및 관리에 관한 법률안 (閣法第44号) (衆議院送付)
핵原料물질, 核燃料물질 및 원자로의 규제에 관한 법률 일부를 개정하는 법률안 (閣法第45号) (衆議院送付)

以上両案について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、保坂経済産業副大臣、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 加納時男君（自民）、藤原正司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、松あきら君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成17年5月12日（木）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- ・원자력 발전에 대한 사용済연료의 재처리 등으로 인한 적립금의 적립 및 관리에 관한 법률안 (閣法第44号) (衆議院送付)
핵原料물질, 核燃料물질 및 원자로의 규제에 관한 법률 일부를 개정하는 법률안 (閣法第45号) (衆議院送付)

以上両案について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、常田農林水産副大臣、岩井国土交通副大臣、小島文部科学副大臣、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 小林温君（自民）、木俣佳丈君（民主）、藤原正司君（民主）、浜田昌良君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

(閣法第44号) 賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 社民

(閣法第45号) 賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成17年5月17日（火）（第17回）

- ・商標法の一部を改正する法律案 (閣法第80号) (衆議院送付) について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年6月7日（火）（第18回）

- ・会社法案 (閣法第81号) (衆議院送付) 及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第82号) (衆議院送付) について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- ・商標法の一部を改正する法律案 (閣法第80号) (衆議院送付) について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 松村祥史君（自民）、渡辺秀央君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第80号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年6月9日（木）

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）

（法務委員会を参照）

○平成17年6月14日（火）（第19回）

- ・不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年6月16日（木）（第20回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 松村祥史君（自民）、平田健二君（民主）、加藤敏幸君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第31号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年6月30日（火）（第21回）

- ・政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- ・経済産業省職員の資金私的流用問題に関する件、我が国製造業の国際競争力確保に関する件、東アジアにおける経済連携に関する件、まちづくり3法の抜本的見直しに関する件、新エネルギーの開発・普及に関する件等について中川経済産業大臣、山本経済産業大臣政務官、平田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 加納時男君（自民）、加藤敏幸君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成17年7月21日（木）（第22回）

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）について中川経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年7月26日（火）（第23回）

- ・政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- ・**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について中川経済産業大臣、川村参議院事務総長、保坂経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 加納時男君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、浜田昌良君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第78号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法を整理統合するとともに、中小企業の新たな事業活動を促進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

二、創業の促進

- 1 商法の最低資本金規制に関する特例を措置する。
- 2 創業しようとする個人や創業間もない事業者に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて資金調達を支援する。

三、新たな連携の促進

異分野の事業者と新たに連携して新事業分野の開拓を図る中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて資金調達を支援する。

四、新たな事業活動の促進のための基盤整備

- 1 国等は、新技術を利用した事業活動を支援するため、中小企業者に対し、研究開発補助金を交付する。
- 2 都道府県等は、地域の産業資源を活用した新事業の支援体制を整備する。

五、附則

- 1 この法律は、平成17年4月13日又は公布の日のいづれか遅い日から施行する。
- 2 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法は、廃止する。

【附帯決議】

近年、グローバル化の進展による市場競争の激化及び企業の取引慣行の変化等により、企業の経営環境が大きく変化している現状にかんがみ、中小企業が我が国経済の活力の源泉として新たな事業活動への積極的な取組を推進することができるよう、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 中小企業施策の実施に当たっては、改正内容の趣旨にかんがみ、利用者の立場に立った分かりやすく利用しやすいものとすること。また、近時の中小企業の国際化にかんがみ、中小企業者に対する必要な情報の提供、相談・支援体制の充実に努めること。

二 異分野連携新事業分野開拓に関する計画については、中小企業者に分かりやすい認定基準を策定するとともに、可能な限り弾力的な計画の認定を行うこと。

また、新連携支援地域戦略会議の運営に当たっては、比較的小規模の中小企業者に広く活用されるよう適切な人材を登用する等体制の整備に努めること。

三 我が国経済において重要な役割を担う中小企業の経営基盤を強化するため、エンジエル税制等中小企業関係税制の拡充に引き続き努めるとともに、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、個人保証に過度に依存しない融資の拡大や証券化事業の拡充等債券市場を通じた資金調達が確保されるよう環境の整備に努めること。

四 中小企業の技術開発を支援するS B I R制度（中小企業技術革新制度）については、より多くの中小企業者が活用できるよう同制度の対象範囲を拡大するとともに、中小企業者が活用しやすい制度に向けた改善を図ること。

五 地方公共団体に対し、地方公共団体の契約の発注に当たっては、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨に沿い、中小企業者の受注の増大に努めるよう要請すること。

右決議する。

有限責任事業組合契約に関する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、個人又は法人による共同事業を促進するため、組合員の責任を有限責任とする新たな組合契約制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、組合契約

1 有限責任事業組合（以下「組合」という。）は、個人又は法人がそれぞれの出資額を責任限度として共同営利事業を営むことを約し、出資に係る払込み又は現物給付を全部履行することによって効力を生ずる契約（以下「組合契約」という。）により成立する。

2 組合契約を締結しようとする者は、組合契約書を作成しなければならない。なお、組合契約書には、組合の事業、名称、所在地、組合員の出資の目的及びその額等を記載するほか、この法律に違反しない事項を記載できる。

3 組合契約が効力を生じたときは、組合契約書の記載事項等を登記しなければ善意の第三者に対抗できない。

二、組合員の権利及び義務

- 1 組合の意思決定は、原則として組合員全員で行い、組合員全員が業務執行に参加する。
- 2 組合員は、その出資価額を限度として組合債務を弁済する責任を負う（有限責任制の導入）。
- 3 組合業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産から損害賠償する。
- 4 組合員が自己の職務において悪意又は重過失があったときは、当該組合員は、第三者に生じた損害を賠償する。
- 5 組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。

三、組合員の加入及び脱退

- 1 新たに組合員になろうとする者は、加入に際して変更される組合契約に従い、出資の払込み等を完了した時に組合員となる。
- 2 各組合員は、死亡、除名等のほか、やむを得ない場合を除いて組合を脱退できないが、組合契約書で別段の定めをすることを妨げない。

四、計算等

- 1 組合員は、組合の財務諸表を作成し、開示しなければならない。
- 2 組合員の損益分配の割合は、出資比率に応じて定めるものとするが、総組合員の同意により別段の定めをした場合は出資比率と異なる分配を行うことができる。
- 3 組合財産は、分配可能額を超えて組合員に分配できない。

五、組合の解散及び清算

- 1 組合は、目的たる事業の成功又はその成功の不能、組合員が1人になったこと、総組合員の同意等によって解散する。
- 2 清算人の選任及び解任、清算人の業務執行の方法等について所要の手続等を定める。

六、附則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 有限責任事業組合制度の運用に当たっては、債権者保護の観点から組合財産の保全が図られるよう努めるとともに、被雇用者に不当な不利益が生じることがないよう配慮すること。また、租税回避行為の悪用を防止する観点から、徴税における実効性及び公平性が確保されるよう努めること。
- 二 中小企業者等の利用を促進する観点から、政府系金融機関の融資、信用保証協会の信用保証等の中小企業支援策を有限責任事業組合に係る事業においても活用できるよう努めること。

めること。

三 法律の施行後においては、会社法に基づく合同会社との相違点を踏まえつつ、有限責任事業組合制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うこと。

右決議する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性が増大していることなどから、知的財産の保護を強化するため、営業秘密の刑事的保護及び模倣品・海賊版対策の強化を図るとともに、裁判外紛争解決手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不正競争防止法の一部改正

- 1 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で、他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用等した者について、罰則を適用する。
- 2 不正の利益を得る目的で他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡・輸入等した者について、罰則を適用する。
- 3 営業秘密を保有者から示された元役員又は元従業員が、不正の競争の目的で、在職中、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその使用・開示の請託を受けて、退職後その営業秘密を使用・開示した場合について、罰則を適用する。
- 4 不正の競争の目的で、営業秘密侵害罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用・開示した者について、罰則を適用する。
- 5 日本国内で管理されていた営業秘密を、日本国外で使用・開示した者について、罰則を適用する。
- 6 秘密保持命令違反の罪の国外犯について、罰則を適用する。
- 7 営業秘密侵害罪を犯した者のうち、不正の手段を用いて営業秘密を取得して、これを使用・開示した者が属する法人について、法人処罰を適用する。
- 8 懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、これらを併科できるようにする。

二、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び著作権法の一部改正

秘密保持命令違反の罪について、不正競争防止法の改正に準じて罰則を強化するとともに、その他関係規定の整備を行う。

三、弁理士法の一部改正

- 1 弁理士の仲裁代理業務は、調停、あっせんを含む裁判外紛争解決手続についてのものであることを明確化する。
- 2 裁判外紛争解決手続代理業務の対象に著作物に関する権利に関する事件を加える。

3 不正競争防止法に新設される犯罪を弁理士の欠格事由に加える。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

我が国産業の知的財産保護の強化が喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 深刻化している模倣品・海賊版による被害の防止については、国際的な取組を図りつつ、侵害発生国等への働きかけを更に強化するとともに、関係省庁間の連携を一層深め、取締りの強化や中小・ベンチャー企業の知的財産保護の強化等に向けた対策を強力に進めること。
- 二 退職者処罰の導入については、職業選択の自由の確保に十分配慮すること。また、企業と退職者との間の秘密保持契約や企業における営業秘密の管理方法等の適切な在り方について、関係者の意見を踏まえ事例を収集・検討し広く情報提供を行うとともに、良好な労使慣行の維持に努めることにより安易な秘密漏えいが生じることがないよう指導すること。
- 三 知的財産に係る紛争解決業務に関するニーズの増大、業務の高度・複雑化等にかんがみ、弁理士の能力向上を図るために研修体制等について検討を行うこと。また、弁理士法第2条第4項に規定する「特定不正競争」に関し、弁理士の技術的性格及び弁理士制度の趣旨にかんがみ、業務範囲の拡大等その在り方について検討すること。

右決議する。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び 管理に関する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等について、使用済燃料再処理等積立金の積立義務及び当該積立金の管理を行う資金管理法人に関する事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、使用済燃料再処理等積立金

- 1 原子炉設置者は、原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業大臣が通知する額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として、資金管理法人に積み立てなければならない。
- 2 使用済燃料再処理等積立金の額は、原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理施設の再処理能力及び稼働状況、再処理等に要する費用等の事項を基礎とし、原子炉設置者ごとに経済産業大臣が算定して通知する額とする。
- 3 原子炉の運転開始の日からこの法律の施行の前日までの間の運転に伴って生じた使

用済燃料がある原子炉設置者は、当該使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため、経済産業大臣が通知する額の金銭を資金管理法人に積み立てなければならない。

二、再処理事業者等及び原子炉設置者の届出

- 1 再処理事業者等は、毎年度、再処理施設の稼働状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 原子炉設置者は、毎年度、原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

三、取戻し

- 1 原子炉設置者等は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必要がない場合には、2の規定により承認を受けた計画に従って使用済燃料再処理等積立金を取り戻すことができる。
- 2 原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

四、資金管理法人

経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、1及び2に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、資金管理法人として指定することができる。資金管理法人は、次に掲げる業務を行う。

- 1 使用済燃料再処理等積立金の管理。
- 2 使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関して、取り戻された使用済燃料再処理等積立金が確実に再処理等に要する費用に支出されることの確認。

五、報告及び立入検査

- 1 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子炉設置者等及び再処理事業者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所、工場、事業所に立ち入り、帳簿、書類等の物件を検査させることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務の状況若しくは資産に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類等の物件を検査させることができる。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

核燃料サイクル政策の根幹である使用済燃料の再処理事業の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 核燃料サイクル政策については、国の責務であることにかんがみ、事業者及び地方公共団体との役割を明確にするとともに、具体的な将来展望を早期に示すよう努めること。
　なお、核燃料サイクル関連施設の建設・運営について、国及び事業者は、事業の必要性・安全確保への取組などについて十分な説明を行うなど地元との信頼関係を構築し、その着実な実施に努めること。
- 二 巨額の資金の安全・透明な管理という資金管理法人の業務の重要性にかんがみ、資金管理法人の指定についてはその過程を明らかにするとともに、資金管理法人に対し十分な指導・監督を行うこと。また、資金管理法人の指定により、天下りが行われることがないよう厳正に取り組むこと。
- 三 原子力を始めとするエネルギー政策を着実に遂行するためには、政府一丸となった取組が必要不可欠であることにかんがみ、関係省庁間において緊密な連携を図るとともに、諸外国の例を踏まえつつ、望ましい組織・体制の在り方について検討を進めること。
　右決議する。

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する
法律案（閣法第45号）**

【要旨】

本法律案は、最近における核燃料物質の防護をめぐる状況にかんがみ核燃料物質の防護対策の強化を図るため、原子炉設置者等に対し、核物質防護規定の遵守の状況に関する国の検査の受検及び特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務付けるほか、原子炉施設等の廃止について更なる安全の確保を図るため、廃止措置計画の認可制度を設ける等の措置を講ずるとともに、原子炉施設等の解体等に伴い生ずる放射能濃度が著しく低い物の取扱いに関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、核燃料物質の防護に関する規定の整備

- 1 核物質防護規定の遵守の状況に関する検査
 - イ 原子炉設置者等は、核物質防護規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
 - ロ イの検査に当たっては、主務大臣の指定するその職員は、事務所、工場、事業所への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は特定核燃料物質等の試料の提出（試験のために必要な最小限度の量に限る。）をさせることができる。

2 核物質防護検査官

- イ 文部科学省及び経済産業省に、核物質防護検査官を置く。
- ロ 核物質防護検査官は1の検査に関する事務に従事する。

3 特定核燃料物質の防護に関する秘密保持義務

原子力事業者等及びその従業者等は、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

二、事業の廃止等に関する規定の整備

1 事業の廃止等に伴う措置

イ 原子炉設置者等は、その事業等を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

ロ 原子炉設置者等は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

ハ 原子炉設置者等は、ロの認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならない。

ニ 原子炉設置者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が一定の基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

ホ 原子炉設置者等がニの確認を受けたときは、事業の指定又は許可はその効力を失う。

2 事業の指定又は許可の取消し等に伴う措置

イ 旧原子炉設置者等は、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等の規定の適用について、ホの確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者等とみなす。

ロ 旧原子炉設置者等は、廃止措置計画を定め、事業の指定又は許可を取り消された日等から一定の期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。

ハ 旧原子炉設置者等は、ロの認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

ニ 旧原子炉設置者等は、ロの認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならない。

ホ 旧原子炉設置者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が一定の基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならない。

三、放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

1 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして一定の基準を超えないことについて、主務大臣の確認を受けることができる。

2 1の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

原子力施設の安全確保及び国民の原子力に対する信頼確保の重要性にかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核物質防護検査制度の導入に当たっては、内外の情勢を踏まえ、治安当局との連携を緊密に行い、実効性の高い核物質防護規定が策定され、その確実な遵守が行われるよう事業者を指導・監督すること。

また、原子力施設における従業員等の内部脅威対策については、従業員等が不当に人

権侵害を受けることがないよう、十分検討を行うこと。

二 いわゆるクリアランス制度の導入に当たっては、本制度の円滑な運用を図るため、関係省庁、地方公共団体等において緊密な連携を行うとともに、事業者に対して十分な指導・監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。

また、本制度の導入により、国民にいたずらに不安を抱かせることがないよう、その趣旨・内容の周知徹底に努めること。

右決議する。

日本アルコール産業株式会社法案（閣法第76号）（先議）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法に基づく国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を実施するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）のアルコール製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社を設立する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的及び事業

- 1 日本アルコール産業株式会社（以下「会社」という。）は、アルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。
- 2 会社は、1の事業を営むほか、経済産業大臣の認可を受けて、その他の事業を営むことができる。

二、経営の健全性及び安定性の確保等

- 1 会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、事業計画の策定、重要な財産の譲渡等、定款の変更等の決議については、経済産業大臣の認可を受けなければならないこと等について定める。
- 2 経済産業大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定める。
- 3 経済産業大臣は、新株等の発行、事業計画の策定、重要な財産の譲渡等及び利益の処分等の決議について認可しようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

三、罰則

会社の取締役等が、その職務に関して、賄賂を收受等したときは、3年以下の懲役に処する等必要な罰則を定める。

四、附則

- 1 この法律は、一部を除き公布の日から施行する。
- 2 政府は、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずる。
- 3 会社は、平成18年4月1日に成立するものとし、会社の設立、権利義務の承継、経過措置等必要な事項を定める。
- 4 特定アルコールを製造事業者又は輸入事業者が譲渡するために必要な所要の規定を整備するとともに、機構のアルコール製造業務及び販売業務を終了する等、関係法律

について所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本アルコール産業株式会社の民営化に当たっては、2年以内のできるだけ早い時期に民間への株式売却を開始すること。また、株式の完全売却に当たっては、円滑な消化と会社経営の安定が得られるよう努めること。
- 二 日本アルコール産業株式会社の経営に当たっては、引き続きコスト削減や経営の合理化に取り組むなど経営体質の強化に努めるとともに、その成果が需要家等に還元されるよう、指導・監督すること。
- 三 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門の日本アルコール産業株式会社への移行に際しては、職員の雇用及び待遇に不利益とならないよう十分配慮すること。

右決議する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法 第78号）

【要旨】

本法律案は、我が国の最近のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化にかんがみ、省エネルギー対策を一層強化するため、工場等に対し熱と電気の一体的な省エネルギー対策を義務付けるとともに、輸送事業者等に省エネルギーの取組を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、工場等に対する規制区分の一本化等

- 1 工場等における省エネルギー規制について熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算して一定規模以上のエネルギーを使用する者に対し省エネルギー対策を義務付ける。
- 2 工場等はエネルギー使用量等について、登録調査機関の確認調査を受けることができる。確認調査を受けた工場等は、省エネルギーについて主務大臣への定期報告等を行う必要はなく、国は登録調査機関から調査結果の報告を受けることとする。

二、運輸分野における省エネルギー対策の導入

一定規模以上の輸送事業者及び荷主に対し、省エネルギー計画の策定及びエネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合には主務大臣が勧告及び命令を行う等の措置を定める。

三、住宅及び建築物分野の省エネルギー対策の強化

一定規模以上のオフィスビル等の非住宅建築物については、現行の新築等の場合に加え大規模修繕等を行う場合において省エネルギー措置の届出を義務付けるとともに、一定規模以上の集合住宅の新築及び増改築等の場合についても省エネルギー措置の届出を義務付ける。

四、一般消費者への情報の提供

電力会社等のエネルギー供給事業者及び家電機器の小売販売業者は、消費者への省エネルギー情報の提供に努めなければならないこととする。

五、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、限られたエネルギー資源の有効な利用を図るとともに、エネルギー起源の二酸化炭素の排出をより一層抑制し、環境と経済の両立に配慮した省エネルギー対策を確実に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 運輸部門に対する新たな規制の運用に当たっては、中小事業者の実情に十分配慮すること。また、輸送事業者と荷主の連携等により省エネルギーに資する物流効率化が図られるよう、積極的に支援すること。

二 エネルギー消費の伸びが著しい民生部門における省エネルギーを推進するためには、国民の意識を高めるとともに、炭酸ガス排出削減効果に優れた機器の普及促進を図るため、その効果、普及状況、価格推移等を正しく把握し、既存の支援策の不断の見直しを含め重点的な対策を推進すること。また、いわゆるトップランナー方式の対象機器の拡大を図るとともに、建築物・住宅の省エネルギー対策に一層努めること。

三 地球規模での効果的な温暖化対策を実現する観点から、米国や中国を含む世界各国が共通の枠組みで温室効果ガスの排出抑制に取り組むよう、我が国が国際的なリーダーシップを発揮すること。特に、我が国の優れた省エネルギー技術については、発展途上国を始め広く各国に普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。

右決議する。

商標法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要 旨】

本法律案は、地域の產品等についての事業者の信用の維持による産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るため、地域名及び商品名からなる地域団体商標の登録について、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域団体商標の登録要件

- 1 地域団体商標の商標登録を受けることができる者は、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格を有する組合又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）とする。
- 2 組合等は、その商標が使用された結果、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものであるときは、地域団体商標の商標登録を受けることができる。
- 3 地域団体商標の商標登録を受けられる商標は、商品等と密接な関連性を有すると認められる地域の名称及び商品等の普通名称のみからなる商標等とする。

二、先使用による商標の使用をする権利の保護

他人の地域団体商標に係る商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る商標を使用していた者は、継続してその商標を使用する権利を有する。

三、地域団体商標に係る商標登録異議の申立て等

地域団体商標の登録要件に違反してされた商標登録については、登録異議の申立て又は商標登録の無効審判の請求をすることができる。また、商標登録がされた後において、その登録商標が登録要件に該当するものでなくなっているときは、その商標登録の無効審判を請求することができる。

四、附則

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、地場産業の競争力強化及び地域経済の活性化に資するため、事業者団体等の商品開発意欲を助長し、地域ブランド化を促進するための支援策を講ずべきである。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(第161回国会閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金算定率の引上げ等

- 1 不当な取引制限等を行った事業者に対して納付を命ずる課徴金の算定率（売上額に乘ずる率）を原則として、100分の10（小売業100分の3、卸売業100分の2）に引き上げ、規模の小さい事業者に対しては、100分の4（小売業100分の1.2、卸売業100分の1）とする。
- 2 課徴金の納付を命ずる場合、事業者が公正取引委員会の調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめたとき（実行期間が2年未満である場合に限る。）は、1の算定率を2割軽減した算定率を適用する。

また、過去10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがあるときは、1の算定率に5割加算した算定率を適用する。

二、課徴金適用対象範囲の見直し

課徴金適用対象行為を、①不当な取引制限等で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限すること

により対価に影響することとなるもの、②私的独占（他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。）で、他の事業者が供給する商品若しくは役務の対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することにより対価に影響することとなるものとする。

三、課徴金と罰金刑が併科される場合の措置

同一の事業者に対して課徴金と罰金刑が併科される場合において、課徴金の額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除する措置を設ける。

四、減免制度の導入

- 1 課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限等を行った者に限る。以下同じ。）が、
①公正取引委員会の調査開始日前に、単独で、最初に違反行為に係る事実の報告等を行った場合で、かつ、②調査開始日以後、違反行為をしていない場合には、課徴金の納付を命じない。
- 2 課徴金納付命令対象事業者が、公正取引委員会の調査開始日以後、違反行為をしていない者が、①調査開始日前に、単独で、2番目に違反行為に係る事実の報告等を行った者に該当するときは、課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を、また、②調査開始日前に、単独で、3番目に違反行為に係る事実の報告等を行った者は、課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、それぞれ課徴金の額から減額する。
- 3 1及び2の違反行為の報告等を行った者が3者に満たないときは、違反行為をした事業者のうち、①公正取引委員会の調査開始日以後一定の期日までに、単独で、違反行為に係る事実の報告等（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行った者であり、かつ、②その報告等を行った日以後、違反行為をしていた者以外の者に該当する者（違反行為の報告等を行った者の数の合計が3以下である場合に限る。）は、課徴金の額に100分の30を乗じて得た額を、課徴金の額から減額する。

五、審判手続等の見直し

- 1 私的独占又は不当な取引制限の禁止等の規定に違反する行為があると認める場合に勧告又は審判開始決定を行うことができるとする規定を廃止し、排除措置命令を行うこととする。
- 2 適正手続の保障等の観点から、審判官の権限の明確化を図るなど、審判手続等に係る規定の整備を行う。

六、犯則調査権限の導入

犯則事件を調査するため必要があるときには、公正取引委員会の職員は裁判官の許可状による臨検、捜索、差押え等ができるようにするとともに、公正取引委員会は、調査により犯則の心証を得たときは、告発を行うこととする。

七、その他

罰則規定の見直し、価格の同調的引上げに対する報告徴収規定の廃止等の措置を講ずる。

八、施行期日

一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

九、検討

この法律の施行後2年以内に、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、この法律の法律番号について「平成16年」を「平成17年」に改める等の修正が行われた。

【附 帯 決 議】

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること。

また、独占禁止法の適切な運用を図る見地から、公益通報者保護制度の活用が重要であることから、その実施に当たっては周知徹底を図ること。

二 課徴金減免制度の実施に当たっては、制度の悪用防止に万全を期すとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ公正な基準及び手続等を策定し、早期に公表すること。

三 犯則調査権限の導入に当たっては、適正手続の保障の観点から、行政調査部門と犯則調査部門との徹底した分離を図るとともに、その対象行為を明確化し、悪質・重大な違反行為に対する刑事告発の積極化に向けて、その権限の適正な行使を図ること。

四 効率化制度の廃止に当たっては、事前の手続を明確化し事業者に十分な反論の機会を与えるとともに、審判手続においては、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。

また、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すこと。

五 排除措置命令を出せる期間の1年から3年への延長については、事件解明に時間を要する国際カルテル等を除く事案については、従前どおり1年以内に措置命令を発するか否かを判断し、その結果を当事者に通知するよう努めること。

六 本法施行後2年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

七 中小企業等に不当に不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対しては、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する方策について早急に検討を行うこと。また、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討を行うこと。

八 企業活動の国際化の進展を踏まえ、海外の競争当局との協力関係の強化等により、国際カルテル等への対応を積極的に進めること。

また、国内における企業結合規制について、国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること。

九 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律については、公正取引委員会は、発注官庁等との連携を強化し、積極的な対応を進めること。また、発注官庁等においては、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等具体的な対策を講ずること。

十 国及び地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、発注者による競争参加者の技術的能力の審査、技術提案の要求等が入札参加資格要件の規制強化となり、入札参加意欲のある業者の排除につながることがないよう公共調達の透明性、競争の公正性の確保に一層努めること。

十一 公正取引委員会事務総局の組織・体制については、法曹資格者及び経済学等の専門知識を有する者の増員を進めるとともに、海外の競争当局との交流を図ること等によりその人的基盤の一層の強化を図ること。

右決議する。